

情 個 審 答 申 第 1 号
令和元年（2019年）6月14日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年（2018年）12月25日付け、都政発第519号により諮問を受けました
下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

熊本市公共交通協議会公募委員選考面接において、面接を受けた開示請求者以外の応募者に対してどのような質問がなされたのかが分かる資料及び応募者の小論文の評価と面接の評価が別々に分かる資料の文書等開示請求拒否決定（不存在）に対する審査請求について

別 紙

諮問第 3 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否決定（不存在）は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市公共交通協議会公募委員選考面接において、面接を受けた開示請求者以外の応募者に対してどのような質問がなされたのかが分かる資料及び応募者の小論文の評価と面接の評価が別々に分かる資料の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたことに対し、実施機関が文書等開示請求拒否決定（不存在）（以下「本件処分」という。）を行ったことについて、本件処分の取消しを求めたものである。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、平成 30 年（2018 年）8 月 10 日付け文書等開示請求拒否決定に対する審査請求書及び同年 10 月 10 日付け反論書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成 30 年（2018 年）8 月 10 日付け審査請求書で主張した内容について

ア 熊本市公共交通協議会公募委員選考面接において、選考委員 3 名が、理解度、訴え度、熱意の各項目を質問することによって応募者 5 名の回答について評価配点するには、高度の熟練が必要であり、選考委員 3 名の連携により質問項目が事前に整備されていなければ、公平公正な評価は不可能である。

審査請求人は、選考委員 3 名に「証拠実証資料図式等」を直前に配布し、1 頁毎にパネルを提示して 10 分程度にまとめ、選考委員 3 名が必要以上に質問をしなくても、理解度、訴え度、熱意等が一目瞭然と分かるパネルを使用して面接に対応した。目と耳による 15 分程度の面接では、理解度、訴え度、熱意等の伝達は不可能であるにもかかわらず、どのような質問をしたかが分かる資料が存在しないというのは全く理解し難く、正當に公正公平な評価がされたとはとても言えない。

杜撰な公募委員選考が行われているとは思えないので、必ず資料は存在するはずである。存在しないのであれば、選考委員の面接による選考が、公平公正な選考ではない実証となる。利害関係のない、公平公正な、第三者選考委員による選考が必要ではないのか。

イ 熊本市の他の公募委員選考においては、小論文と面接の両方の評価配点の合算による選考が確立されているにもかかわらず、今回の公募委員選考では、それらが記載された資料が存在しないことから、公平公正の選考が行われたとはとても思えず、杜撰で応募者の人権を無視している。誰に何を質問し、何をもち、理解度、訴え度、熱意を評価基準とするのかの資料が存在しないのでは、選考委員の直感、独断、偏見のみによる不明確な選考であったと言わざるを得ない。

このような公募委員選考は、大西市長の「市政執行理念」とは、程遠いものであり、必ず、小論文の評価配点と面接の評価配点が存在するはずである。もし、そのような資料が存在しないのであれば、第三者選考委員により選考をやり直すことが、熊本市の憲法である熊本市自治基本条例の理念に叶った選考制度と言える。

(2) 平成30年(2018年)10月10日付け反論書で主張した内容について

ア 実施機関の弁明書では、貴重な書面を裂いてまで経緯報告をただらと記述し、審査請求の内容に対する焦点をぼかす戦術と見受けられる。

イ 応募者全員の共通の標題である「熊本市の公共交通を利用しやすくするための提案」に対する共通の質疑は、必ず存在するはずである。

ウ 実施機関は、弁明書において本件処分とした理由(後述第3の2の(3))について屁理屈を記述している。選考基準・審査項目をつぶさに見れば、面接での評価配点が大きなウエイトを占めているはずであるから、応募原稿評価配点と面接評価配点は、両方存在し、各々の合算が総合評価であり、各々存在するはずである。

エ 実施機関の弁明書において、小論文の評価配点と面接の評価配点を別々でなく、各選考委員の独断と偏見による合算作業が正当であるかの記述文章をただらと並べ立て、審査請求書の添付資料等に対しては弁明書に何の記述もない。小論文の評価配点表と面接の評価配点表を速やかに開示すべきであり、それらが存在しないのであれば、実施機関は杜撰な公募委員選考を行った証拠となるので、第三者の立ち会いの下、再度、公募委員選考試験をやり直すべきである。

2 実施機関の主張

実施機関が、平成30年(2018年)9月12日付け弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 公募委員の選考に関しては、熊本市公共交通協議会の公募委員の選考に関する要綱(以下「要綱」という。)に基づき実施しており、小論文及び面接の選考基準については、要綱別紙の熊本市公共交通協議会公募委員選考基準にある理解度、訴え度、熱意の着眼点について、小論文の内容と面接の内容を併せて総合的に判断したものである。

(2) 応募者5名の面接は、平成30年(2018年)4月19日及び同月20日の2日に分けて実施しており、その質問内容については、小論文の内容についての質疑や意見についてより詳細に確認することなどを予定しており、応募者によって異なる

ものである。この他、本市の公共交通に関する取組についての意見等も伺っている状況であり、応募者に対して選考委員各自が各応募者につき2、3の質疑をしており、必ずしもそれを事前に書面化する必要はなく、実際そのような書面は存在しない。また、応募者5名全員の面接終了後、直ちに選考委員各自が総合的に判断し採点していることから、録音等の必要性はなく将来に亘ってもそのような書面は存在しない。

(3) 熊本市公共交通協議会において、公募委員には、本市における利便性の高い公共交通の実現に向け、市全体の公共交通に関し、必要な諸課題や施策について議論する中で、熊本市公共交通協議会公募委員選考基準の審査項目にあるように、一般市民、特に生活者としての立場の意見等、公共交通利用者の視点に立ったご意見を頂くことにしている。このことから小論文については「熊本市の公共交通を利用しやすくするための提案」をテーマに応募者それぞれが熊本市の現状を踏まえつつ、独自に考えて提案している。その提案内容に対して審査項目に沿って審査することとしており、選考委員が応募者の小論文を面接の前に確認し、面接において小論文の内容について質疑を行い、意見についてより詳細に確認することから、公募委員の選考に当たって小論文と面接を切り離して評価することは難しく、総合的に評価する方が適切に評価し得ると考えているものであり、小論文の評価と面接の評価が別々に分かる資料は存在しない。

(4) 以上のとおり、本件処分は適正に行われたものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等について

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、熊本市公共交通協議会公募委員選考面接において、面接を受けた開示請求者以外の応募者に対してどのような質問がなされたのかが分かる資料及び応募者の小論文の評価と面接の評価が別々に分かる資料（以下「本件文書」という。）である。

2 判断に当たった基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件文書の存否について

本件においては、小論文の内容について面接を行い、また、小論文及び面接の内容を総合的に評価するとの選考方法が採られており、本件文書が存在しないとする実施機

関の主張には、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情もない。
よって、本件文書が存在しているとは認められない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	河津	典和
委	員	北野	誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成30年（2018年） 12月25日	熊本市長から諮問を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
平成31年（2019年） 3月13日	諮問の審議を行った。
平成31年（2019年） 4月11日	答申案の審議を行った。
令和元年（2019年） 6月14日	答申案の審議を行った。